

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	(独) 家畜改良センター			府省	農林水産省		
沿革	明治5年～ 全国に御料牧場、種馬所、軍馬補充部等の国立牧場が設置 昭和21年 種畜牧場に改組し、名称統一（種馬所等33場所を26種畜牧場に） 平成2年 家畜改良センターに改組（平成7年までに17種畜牧場を1本所11牧場に再編） 平成13年 (独) 家畜改良センターに移行						
役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）			
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）				
	5人	3人	2人	921人			
国からの財政支出額の推移（13～18年度） (単位：百万円)	年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
	一般会計	9,228	9,332	9,259	8,872	8,866	8,989
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	9,228	9,332	9,259	8,872	8,866	8,989
	うち運営費交付金	8,746	8,930	8,680	8,403	8,397	8,520
	うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	482 —	402 —	579 —	469 —	469 —	469 —
支出予算額の推移（13～18年度） (単位：百万円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）	
	9,654	11,461	9,316	10,163	9,539	9,605	
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成16年度実績）	本法人は、優良な家畜の生産普及を図るとともに、飼料作物の優良な種苗の確保を図ることを目的として、家畜の改良、増殖及び飼養管理の改善並びに飼料作物の種苗の生産、配布等を行うものである。この目的を果たすため以下の中期目標等を設定しており、これまでのところ目標を上回る達成状況となっている。 <業務の効率化に関する事項> ○ 家畜の改良増殖業務については、家畜の改良を効率的に推進し生産性の向上を図る観点から、畜産物の需要動向、家畜の飼養動向等を勘案して、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の4畜種に重点化する。 特に、乳用牛については、ホルスタイン種に重点化し、肉用牛については、黒毛和種に重点化し、外国種（アンガス種及びヘレフォード種）の改良業務を中止。						

	<p>○ 飼料作物種苗の生産業務については、優良品種の普及を促進し飼料自給率の向上を図る観点から、飼料作物種苗の需要動向を踏まえて、増殖対象品種・系統を10%程度削減する。</p> <p>※平成13年度から平成16年度の通算で、基準年対比16.2%（21品種・系統）の削減</p> <p>○ 各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比1%抑制</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平成13年度</th> <th style="text-align: center;">平成14年度</th> <th style="text-align: center;">平成15年度</th> <th style="text-align: center;">平成16年度</th> <th style="text-align: right;">(単位：百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,077</td> <td style="text-align: center;">2,045 (▲1.5%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,057 (注)</td> <td style="text-align: center;">1,986 (▲3.5%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,181 (注)</td> <td style="text-align: center;">2,140 (▲1.9%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成14年度、15年度の下段の数値は、当該年度の新規拡充分を加算した金額。</p> <p><国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項></p> <p>○ 乳用牛の候補種雄牛生産に伴い生産される優良な種畜等について情報提供を行い、中期目標期間中に160頭程度配布する。</p> <p>※ 平成16年度においては、北米でのBSE発生により牛の生体輸入が停止され、人工授精事業体における候補種雄牛の確保が困難となったため、家畜改良センターから雄子牛の配布を行った。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成16年度実績 93頭配布 (年度計画38頭程度)</p> <p>○ 肉用牛の候補種雄牛生産に伴い生産される優良な種畜等について情報提供を行い、中期目標期間中に120頭程度配布する。</p> <p>※ 平成16年度実績 46頭配布 (年度計画24頭) のほか凍結精液195本を配布</p> <p>○ 雄型品種である豚のデュロック種について、BLUP法(最良線形不偏予測法)を活用して平成17年度までに系統を完成させる。</p>	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	(単位：百万円)	2,077	2,045 (▲1.5%)					2,057 (注)	1,986 (▲3.5%)					2,181 (注)	2,140 (▲1.9%)	
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	(単位：百万円)																	
2,077	2,045 (▲1.5%)																				
	2,057 (注)	1,986 (▲3.5%)																			
		2,181 (注)	2,140 (▲1.9%)																		

	<p>※ デュロック種系統の第9世代の育成・選抜を行い、系統豚「ユメサクラ」として当初計画より1年早く認定を受けた（平成17年度から配布予定）。</p> <p>○ 適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法に基づき種畜検査の申請のあった全頭についての的確に実施する。</p> <p>※ 申請のあった全国の種雄畜5,800頭全頭について実施した。</p> <p>○ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令第5条の規定に基づく事務を的確に行う。</p> <p>※現在、約1,000万頭分の情報が蓄積され、台帳に記載された事項については、原則として翌日にインターネットで公開しており、年度当初約4万件/日、年度末には約7万件/日の生産履歴情報の検索に対応した。また、年度中に携帯電話による情報検索機能を付加し、利便性を強化した。</p>
--	---

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	(独) 家畜改良センター	府省	農林水産省
事務及び事業名	家畜の改良、増殖、飼養管理の改善関係		
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜の改良、増殖及び飼養管理の改善 ○ 家畜改良増殖法に基づく種畜検査 ○ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛肉トレーサビリティ法）に基づく牛個体識別台帳の管理等 <p style="margin-left: 40px;">〔注 家畜の改良は、乳量・乳質、肉量・肉質等に優れている家畜を作出することによって、畜産物の生産性を向上させ、安価で良質な畜産物の安定的な供給を図るために行われている。具体的には、優れた遺伝的能力を持つ雄と雌を交配させ、産子の中から少数精鋭の種畜（雄・雌）を選抜することを何世代にもわたり繰り返すことによって、生産性の高い集団を作っている。〕</p>		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>本事務・事業は、優良な家畜による安全・安心な畜産物の安定供給を図るために実施するものであり、①食料自給率の向上やより高い畜産物の国際競争力を確保すること、②動物由来感染症のまん延の防止やリスク軽減を行うこと、③国民のBSEに対する不安の解消として、牛肉の生産から販売に至るまでの適正で正確な情報提供を行う必要があることから、今後とも継続して本法人が実施していくことが不可欠である。</p> <p>なお、対象とする家畜については、社会情勢の変化に対応しつつ、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏に重点化するとともに、その他の畜種については、民間を中心とした種畜供給体制の構築も視野に検討する。</p> <p>また、家畜管理等における単純作業については、退職者の状況を踏まえ、段階的に外部化を進める。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>1 本事務事業をめぐる情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ わが国の食料自給率が低下していることに加え、WTO・FTA交渉等による国際化の進展に対応可能な競争力の強化が求められている。食料自給率の低下防止やより高い国際競争力の確保に適切に対応するためには、畜産物の品質や生産性の向上の源である能力の高い種畜の提供が不可欠である。 ○ 一方、地球規模での物や人の移動や温暖化等に伴い動物由来感染症を含む家畜疾病（BSE、高病原性鳥インフルエンザ等）が世界規模で流行する恐れがあり、海外で大規模な伝染性疾患の発生等が起こった場合、輸入畜産物 		

や家畜生体の輸入が長期間にわたり停止する危険性が高くなっており、危機管理やリスク分散の視点からも、国内で種畜から畜産物までを一貫して供給する体制の必要性がますます高まっている。

- このため、国は、「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」、「家畜改良増殖法」に基づく、長期的な展望に立った指針としての「家畜改良増殖目標」及び「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を定めており、本事務・事業は、高い遺伝的能力を有する種畜の供給によりこの目標達成に資するものである。

2 本法人が今後とも実施する必要性

<家畜の改良、増殖及び飼養管理の改善>

- このような状況の中、優秀な種畜生産には、多くの家畜、土地、施設、人等多くの資源が必要でありコスト負担が大きい一方、欧米に比較して家畜生産に係る市場規模が小さく、利益も小さいことから、民間等において本事務・事業を確実に実施することは困難である。

また、都道府県等の関係機関における家畜改良・銘柄化等の取組は、成果の利用範囲が県域に限られていることから、国全体としてその恩恵を受けることは困難である。また、家畜改良・銘柄化等に取り組んでいる都道府県においては、近年その取組が縮小してきている上、そもそもその取組も、家畜改良センターが行う遺伝資源の確保・供給等に依存しているものである。

仮に、本業務を廃止した場合、都道府県等における家畜改良等も弱体化し、「食料・農業・農村基本計画」の達成が困難になるとともに、わが国の国民のニーズに合った畜産物の供給能力や国際競争力の低下を招くのみならず、畜産業の縮小につながり、地域経済への悪影響、耕作放棄地の大量発生による国土の荒廃が懸念される。また、国外での家畜疾病発生時等には、種畜の供給自体が困難になる可能性が高い。

- なお、対象とする家畜については、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏に重点化するとともに、その他の畜種については、民間を中心とした種畜供給体制の構築も視野に検討する。
- さらに、技術専門職員が担当する業務については、受精卵移植等の繁殖業務、調査研究サポート業務、各種分析・検査業務等、資格や専門的技術を要する業務にシフトさせる一方、家畜管理及び飼料生産業務における単純作業に

については、現有の人員を有効活用することを基本に、退職者の状況を踏まえ、段階的に外部委託を進める。

<家畜改良増殖法に基づく種畜検査>

- 種畜は、畜産農家で飼われている多くの家畜と交配利用されるため、伝染性疾患、遺伝性疾患を持っていると、損害が全国的に拡大するおそれがある。このため、家畜改良の専門的知識を備えた家畜改良センターが、毎年、「家畜改良増殖法」に基づく種畜検査を実施し、検査に合格した種畜のみに証明書を発行している。
- 仮に、本業務を廃止した場合には、不良形質の遺伝による家畜の生産性低下または伝染性疾患等の伝播による廃用等が起こり、高品質な畜産物の安定供給に支障をきたすおそれがある。また、専門的知識が必要であり、かつ、採算性が低い当該事業を代替できる機関は他に見当たらない。

<牛肉トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理等>

- 家畜の生産から流通・消費までの各機関へ適正で正確な情報提供を行うとともに、食の安全・安心に関する国民からの絶対的な信頼を得るためには、高い専門性、中立・公平性及び秘匿性を担保できる組織が当該業務を担う必要がある。また、国民のBSEに対する不安を払拭するものとして、牛肉トレーサビリティは極めて大きな役割を持っており、このシステムの根幹である牛個体識別システムについては、国の機関により運営されていることが国民の信頼の基礎であると考えられる。
- 仮に、本業務に遅滞等が起こった場合には、同法で求めている正確な個体識別番号等の伝達と表示を困難にすることにつながることから、国産牛肉の流通に重大な支障をきたすのみならず、食の安全・安心に対する消費者の信頼を著しく損なうこととなり、社会的影響は大きい。

3 その他

また、本法人はこれまで、事務・事業の効率化、質の向上等は着実に実施されており、実施に要したコストも抑制されているところである。

このような状況にあることから、本事務・事業については、引き続きこれらに関する知識及び経験の蓄積並びに施設等を有する本法人が実施する必要がある。

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	(独) 家畜改良センター	府省	農林水産省
事務及び事業名	飼料作物に係る種苗の生産、配布等関係		
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼料作物種苗の生産及び配布 ○ 「種苗法」に基づく指定種苗の集取・検査 ○ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（「カルタヘナ法」）に基づく立入検査等 ○ O E C D 品種証明制度に基づく検査及び公的な品種証明書の発行 <p style="margin-left: 20px;">注 国内で育成された新たな品種は、日本の気候風土に適応し、高い生産性・病害抵抗性・耐倒伏性等の特徴を持っており、厳しい品質管理のもとで、おおむね3年間の増殖期間を経て、畜産農家へ供給される。この種苗により、良質の飼料を確保し食料自給率を向上させることはもとより、畜産物の生産コストの低減、家畜排せつ物の還元利用の推進が図られる。さらに、輸入飼料が原因とされるB S Eや口蹄疫が発生し、消費者は安全・安心な畜産物を求めるようになってきており、国産飼料の確保が重要となっている。</p>		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>本事務・事業は、優良な飼料作物種苗による安全な国産粗飼料を多給した安全・安心な畜産物生産への構造転換を図るために実施するものであり、①飼料自給率の向上やより高い畜産物の国際競争力を確保すること、②自給飼料の生産性の向上と利用の拡大を図ること、③家畜排せつ物の還元利用の推進を図る必要があることから、今後とも継続して本法人が実施していくことが不可欠である。</p> <p>なお、増殖対象品種・系統については、優良品種の普及の観点から、新品種及びニーズの高い品種への重点化を図る。また、ほ場管理における単純作業については、退職者の状況を踏まえ、段階的に外部化を進める。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>1 本事務事業をめぐる情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ わが国の食料自給率の向上や国際化の進展に対応した競争力の強化が求められることに加え、食品の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、輸入飼料が原因とみられる口蹄疫やB S Eの発生により、輸入飼料に大きく依存した生産構造から、安全な国産粗飼料を多給した安全・安心な畜産物生産への構造転換を図ることが不可欠である。 		

○ また、畜産物の生産コストの低減、家畜排せつ物の還元利用の推進等の観点から自給飼料の生産性の向上と利用の拡大を図ることが重要となっており、日本の気候風土に適応し、生産性・病害抵抗性・耐倒伏性等が高い国内育成優良品種種苗の供給の必要性はますます高まっている。

○ このような情勢の中、本事務・事業は、飼料作物の優良な種苗の供給の確保により、わが国の自給飼料の生産性の向上と生産量の増大を図ることを目的としている。このことは、食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」達成に資するものであり、飼料自給率の向上等政策上の目的に即して着実に実施する必要がある。

2 本法人が今後とも実施する必要性

<飼料作物種苗の生産及び配布>

○ 本事務・事業は、我が国の気象条件から種子の単収が不安定で低いという生産リスク、機械・施設・管理等のための多額のコスト負担、低い収益性等から、民間等では実施困難であり、国（独立行政法人）が関与しない場合には、飼料作物優良品種の原種子が供給困難となり、結果的に、自給飼料生産性の向上、畜産物の生産コストの低減及び農地の有効利用が図られず、国民の求める安全・安心な畜産物の供給に支障を生ずることとなるため、確実かつ継続的に実施することが必要である。

○ また、種苗生産業務は、良質な粗飼料の生産確保を要する家畜改良業務と一体的に行うことにより、機械・人材等の有効活用、実証展示による普及促進、家畜を活用した利用性の検証等が図られ、業務を効率的に実施することが可能となる。

○ なお、増殖対象とする品種・系統については、優良品種の普及を促進し、飼料自給率の向上を図る観点から、需要動向等を勘案し、新品種及びニーズの高いものへの重点化を図る。

○ さらに、技術専門職員が担当する業務については、調査研究サポート業務、各種分析・検査業務等、資格や専門的技術を要する業務にシフトさせる一方、ほ場管理における単純作業については、現有の人員を有効活用することを基本に、退職者の状況を踏まえ、段階的に外部委託を進める。

<「種苗法」に基づく指定種苗の集取・検査>

「種苗法」に基づく飼料作物種苗の集取・検査は、農林水産大臣による販売禁止命令、違反業者公表といった処分につながる公権力の行使として、農林水産大臣の指示により実施するものであるため、国の関与が不可欠であり、仮に本業務を廃止した場合には、不正表示や低品質の不良種苗の生産・流通が、異品種の播種、不発芽等を引き起こすことにより、飼料作物の生産性低下や飼料の品質低下に伴う家畜の能力低下等につながり、高品質な畜産物の安定供給に支障をきたすおそれがある。

<「カルタヘナ法」に基づく立入検査等>

「カルタヘナ法」に基づく立入検査等は、遺伝子組換え生物の拡散による生物の多様性への悪影響を確実に防止する観点から、農林水産大臣の指示により関係機関への立入、収去、モニタリング検査等を実施するものであり、仮に本業務を廃止した場合には、カルタヘナ議定書の締結国としての義務が履行できなくなるとともに、遺伝子組換え生物の拡散により、生物の多様性に悪影響をもたらす、国民の健康で文化的な生活の確保に支障を及ぼすおそれがある。

<OECD品種証明制度に基づく検査及び公的な品種証明書の発行>

種苗業者等が飼料作物種子を海外へ輸出する場合には、ISTA(国際種子検査協会)の認証機関である家畜改良センターが、OECD種子品種証明制度に基づく検査・品種証明書の添付を行っている。なお、本制度は加盟国間で、政府の責任において実施することが国際的に定められていることから、中立・公正な機関により確実に実施される必要があり、仮に、本業務を廃止した場合には、種子の品種証明が行えず、種苗業者は、公的証明書のない種子として、諸外国から利用を拒否される等、種苗業者に損害をもたらすおそれがある。

3 その他

また、本法人はこれまで、事務・事業の効率化、質の向上等は着実に実施されており、実施に要したコストも抑制されているところである

このような状況にあることから、本事務・事業については、引き続きこれらに関する知識及び経験の蓄積並びに施設等を有する本法人が実施する必要がある。

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	(独) 家畜改良センター	府省	農林水産省
<p>組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>○ 本法人が行っている事務・事業は、公権力の行使を伴うこと、公平・中立な立場と個人情報の適正な管理及び高い秘匿性が求められること、公益性が高い一方で収益性が低いことから、民間が主体となって実施することは困難な事業であり、特定独立行政法人の形態で引き続き実施することが不可欠である。</p> <p>○ 組織体制については、機能性（危険分散と生体導入のための防疫措置）、現地性（主産地対応、気象条件等）の理由から、現行の1本所11牧場体制を維持するが、めん羊、山羊、実験動物等の家畜については、民間を中心とした種畜供給体制の構築も視野に検討する。</p> <p>また、家畜管理等における単純作業については、退職者の状況を踏まえ、段階的に外部化するとともに、一般管理部門（間接部門）については、業務のあり方を見直して効率化を図る。</p>		
<p>組織形態について上記措置を講ずる理由</p>	<p>1 現状の組織形態を維持する必要性 <家畜の改良、増殖、飼養管理の改善関係></p> <p>○ 家畜の改良増殖等においては、本法人が、公平・中立的な立場から関係機関との連携調整を行い、各畜種別の全国的な改良事業の推進及び遺伝的能力評価を実施している。このうち、特に遺伝的能力評価に関しては、種畜の成績表であり、販売量を左右する最も重要な指標であることから、公表に至るまでは極めて高い情報管理が求められるものである。</p> <p>○ 「家畜改良増殖法」に基づく種畜検査は、立入検査等の公権力の行使を伴う業務であるとともに、種畜検査に合格しないと当該家畜を営利目的で利用できないため、種畜の飼養者等の業務停止につながる等社会的な影響が極めて大きい。特に、種畜検査による処分は、伝染性疾患及び遺伝性疾患の伝播を防ぐため、憲法で保障する財産権を制限する極めて強い国の措置であることに加え、行政不服審査法による不服申立てを行うことができないものである。</p> <p>○ 「牛肉トレーサビリティ法」に基づく牛個体識別台帳の管理等は、記録の正確性を確保するため、職権による牛個体識別台帳の記録、修正等や届出の催促等を行っている等公権力の行使を伴うものである。</p> <p>また、BSE陽性牛が摘発されると、速やかに関連牛（陽性牛と一定期間同居していた牛）を市場から隔離するとともに、速やかな疫学的調査を行う必要があることから、国からの依頼により、家畜改良センターのデータベース</p>		

において短時間(1～3時間程度)で検索し、情報を提供しており、その際、風評被害等を防止する観点から秘匿性の確保が必要である。

<飼料作物に係る種苗の生産、配布等関係>

- 「種苗法」に基づく種苗検査は、流通種苗の適正な表示を確保するため、農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を行っており、立入検査等の公権力の行使を伴う業務であるとともに、検査対象が不適格と判断された場合は、種苗業者等の販売を禁止する等社会的な影響が極めて大きいものである。
- 「カルタヘナ法」に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示によって行う公権力の行使であり、種苗業者への検査が公表された場合は、風評被害等による企業価値の低下や、その後の営業活動に影響を及ぼしかねないことから、極めて高度な中立性や守秘義務が求められる。
- 種苗業者等が増殖のために海外へ種子を輸出する場合には、OECD種子品種証明制度に基づく検査・品種証明書の添付を行っており、これらは制度的に政府の責任で行うこととなっている。

以上のような業務遂行に当たり、家畜改良センターの職員は、家畜の改良・増殖及び飼料作物種苗の生産供給業務を行うことで身につけた技術・能力を基本に、国家公務員法に基づく守秘義務、職務専念義務を遵守することにより構築した公正・中立な立場で臨んでおり、被(受)検者側の理解・納得・信頼の下実施されることが必要であることから、今後とも公務員の身分が適用されることが不可欠であると考えられる。

※1 公権力の行使を伴うものまたは公平かつ中立的な立場を要求されるもの

- ① 種畜検査の合格証明書の交付(証明書の交付を受けていない種畜は供用を制限)
- ② 牛の個体識別台帳の正確な記録を確保するための必要な措置
- ③ 種畜の全国統一的な遺伝的能力評価(乳用牛は国際評価)
- ④ 種苗法の規定に基づく指定種苗の集取及び検査
- ⑤ 飼料作物に関するOECD種子制度に基づく検査証明

⑥ カルタヘナ法に基づく立入検査等

※2 高いリスクや大きなコストを伴うもの

- ① 家畜改良には、施設整備等への大きな投資や最新技術の家畜改良への応用に伴う高いリスク
- ② 飼料作物種苗の生産では、日本の気候特性から種子の単収が低い上に極めて不安定な生産
- ③ 飼料作物の種子増殖は、イネ等の自殖性作物種子増殖や果樹等の栄養体増殖とは異なり、他品種と交雑しやすい他殖性作物種子増殖であることから、品種純度を保つため、休耕必要期間や隔離距離の設定等による栽培面積の数倍の敷地の確保、栽培管理に多くの労働力が必要

2 現状の組織体制を維持する必要性

○ 家畜の改良増殖を実施するためには、

- ① 多数の家畜を飼養するための牧草地や畜舎施設など広大な土地が必要であるが、1箇所では確保できる土地の面積に限られることから、複数の牧場が役割分担を行い、有機的に連携する必要があること、
- ② 畜種別にその主産地が全国に分布しているため、畜種別の主要産地に牧場を配置し、地域から優良な家畜の選定・導入するとともに、関係者から改良に関する情報の収集を行い、効果的かつ効率的な改良を行う必要があること、
- ③ 家畜伝染病の脅威が増加しており、伝染病が一旦侵入すれば、多額の経費と努力を投入し改良を行ってきた貴重な育種資源を殺処分しなければならないことから、リスク分散のため、複数の牧場への種畜の分散配置、外部から導入する家畜の検疫牧場と種畜繫養牧場の分離配置が不可欠であること、
という考え方で設置されている。

○ 飼料作物種苗の生産・配布を実施するためには、

- ① 飼料作物種苗の増殖は、新品種から採種されるわずかな量の種子を、その品種特性を維持しつつ、新品種の育成地の近くで短期間に増殖する必要がある
- ② 飼料作物種苗には、主に北海道で栽培される寒冷地向けのもの、本州で栽培される温地向けのもの、九州・沖縄で栽培される暖地向けのものがあることから、これらを十勝牧場(寒冷地)、長野牧場(温地)及び熊本牧場(暖地)で分担して生産を行う必要がある

という考え方で配置されている。

以上のように、組織体制については、機能性（危険分散と生体導入のための防疫措置）、現地性（主産地対応、気象条件等）の理由から、現行の1本所11牧場体制を維持する必要がある。

また、めん羊、山羊、実験動物等の家畜については、民間を中心とした種畜供給体制の構築も視野に検討する。

なお、家畜管理等における単純作業については、現員を活用することを基本として、退職者の状況を踏まえ、段階的に外部化するとともに、一般管理部門（間接部門）については、業務のあり方を見直して効率化を図る。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	(独) 林木育種センター			府省	農林水産省		
沿革	昭和 32 年～33 年 林野庁中央林木育種場及び北海道、東北、関西、九州の各林木育種場を設置 昭和 34 年 中央林木育種場を関東林木育種場に改称 昭和 53 年 国有林野事業特別会計から一般会計へ一部移替 平成 3 年 関東（茨城県）に本所を置き、林木育種センターに改組 平成 5 年 一般会計への移替を終了 平成 8 年 西表熱帯林育種技術園を設置 平成 13 年 (独)林木育種センターに移行						
役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）			
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）				
	2 人	2 人	0 人	1 4 5 人			
国からの財政支出額の推移（13～18年度） （単位：百万円）	年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度（要求）
	一般会計	2, 198	2, 324	2, 165	2, 039	2, 062	2, 355
	特別会計						
	計	2, 198	2, 324	2, 165	2, 039	2, 062	2, 355
	うち運営費交付金	2, 065	2, 190	2, 014	1, 889	1, 926	1, 970
	うち施設整備費等補助金	132	132	132	132	125	374
うちその他の補助金等	1	2	19	18	11	11	
支出予算額の推移（13～18年度） （単位：百万円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度（要求）	
	2, 199	2, 325	2, 198	2, 162	2, 169	2, 355	
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成 16 年度実績）	本法人は、安全で快適な国民生活の確保に向けて、森林の整備に資する優良種苗の確保を図るため、成長や材質面等で優れた新品種の開発と林木についてのジーンバンク事業等を行っている。この目的を果たすため、以下の中期目標を設定しており、これまでのところ目標を上回る達成状況となっている。 〈業務運営の効率化に関する事項〉 ○ 各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業費について、対前年度比 1% 節減 平成 13 年度 平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度 （単位：百万円）						

	761	730 (▲4.1%)	722 (▲1.1%)	712 (▲1.9%)
	〈国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項〉			
	○ 林木の新品種について、5年間に250品種を開発			
	平成13年度～平成16年度	209 (83.6%)	(単位：品種 (達成割合))	
	○ 国内と海外の林木遺伝資源について、5年間に国内7,000点、海外100点を探索・収集			
	国内：平成13年度～平成16年度	6,028 (86.1%)	(単位：点 (達成割合))	
	海外：平成13年度～平成16年度	84 (84.0%)		
	○ 申請者の要望する期間内に種苗を配布する件数は全件数の90%以上			
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (単位：%)
	達成割合 100	100	100	100

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	(独) 林木育種センター	府省	農林水産省
事務及び事業名	林木育種事業		
事務及び事業の概要	<p>(1) 林木の品種の開発・改良、これにより生産された種苗の都道府県への配布・技術指導</p> <p>(2) 林木のジーンバンク事業（林木遺伝資源の収集・保存）</p> <p>(3) 海外に対する林木育種分野の技術協力</p> <p>(4) 上記に関する技術開発のための調査・研究及び技術等の講習・指導</p>		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>(1) 安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資する林木の品種開発を行うこととする。このため、①無花粉や花粉の少ない等の遺伝的特性を有するスギ・ヒノキの品種、②①の特性に材質や病虫害・気象害抵抗性に優れた性質を併せ持つ品種、③二酸化炭素の吸収・固定能力に優れた品種、④国土及び環境の保全に資する病虫害・気象害抵抗性に優れた品種を新たに人工交雑等により開発する。なお、ミツマタなどの地域特産的な樹種及び環境緑化木の新品種開発及び関連する調査・研究については、本計画期間内で一定の整理を図ることとする。</p> <p>(2) 生物多様性国家戦略で求められている目標の達成に向けて、国家資源として重要な絶滅危惧種や天然記念物、その他の希少樹種等の林木遺伝資源の収集・保存をジーンバンク事業として戦略的、重点的に取り組む。</p> <p>(3) 林木育種の利益の還元が将来の世代にもわたることを踏まえ、事務・事業をさらに効率的・効果的に実施するとともに、海外機関、都道府県、国有林、大学、民間企業等とのネットワークをより強固なものとし、連携の要としての役割を一層強化する。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<p>【上記措置を講ずる必要性】</p> <p>(1) 森林は二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与するほか、国土や環境を守り、また健康づくりに欠かせない緑や木材を供給するなど、その多面的機能が世代を超えて持続的に発揮されなければならない。</p> <p>このためには、わが国の森林が国の計画に基づき適正に整備されることが重要であり、その第一歩として、林木の「優良な種苗」を各ニーズに応じ、的確かつ着実に供給するとともに、種の多様性と種内の遺伝的多様性を確保していくことが極めて重要である。この場合、国の林木育種の目標に沿った優れた特性をもつ新品種の計画的かつ着実な開発・改良及び普及を図っていくことが不可欠である。</p>		

(2) 国際的な動向を踏まえ、平成14年に改訂されたわが国の「生物多様性国家戦略」において、種や生態系の保全、絶滅の防止と回復等が取り組むべき目標として掲げられた。林木についても全国的な規模で組織的にジーンバンク事業を強化することが必要となっており、現在、林木育種センターのみがこのような取り組みを継続している。

(3) わが国の自然条件や植生が地域特性によって様々であることから、中核機関となり、各地域毎（北海道、東北、関東、関西、九州）に関係都道府県及び森林管理局等と連携し、継続的かつ恒久的、効率的な林木育種に取り組んでいくことが不可欠である。また、海外機関も含めたネットワーク連携により、林木品種の開発・改良やジーンバンク事業に対する多様なニーズに的確かつ迅速に対応することが重要である。

【廃止した場合に生じる問題】

(1) 国家戦略としてのジーンバンク事業が行われなくなり、生息地の環境悪化等に伴って、国家的な財産である希少な樹種の遺伝資源が失われ、地域特性の強い生物資源の復元が不可能になるなど、重大な問題が生じる。その損失は現代の世代だけでなく、将来の世代にわたることになる。

(2) 「優良な種苗」の開発・確保・供給が困難となり、例えば病虫害の蔓延や環境変化にともなう森林の衰退・劣化等により二酸化炭素の吸収・固定、国土や環境の保全、良質な木材資源の供給等に長期的な影響を与えることになる。

【民間・都道府県へ移管した場合に生じる問題】

(1) 民間に移管した場合、

- ① 林木の品種の開発・改良の成果品を得るまでに極めて長い期間(40～50年)を要すること
- ② 広大な事業用地等の確保及び長期間の維持が不可欠であり、そのため大きな投資が必要であること
- ③ 需要の変化に的確に対応するため、必要な育種素材や技術を常に持ち備えておく必要があること
- ④ 成果品(優良品種)の最終利用者は主として全国の森林所有者であり、種苗価格の設定に当たっては、品種の開発費をそのまま上乗せすることは困難であること

	<p>等から、経営リスクが大きく採算性が見込めない。</p> <p>また、ジーンバンク事業については、収益性が見込まれず、そもそも民間で行うこと自体なじまない事業である。更に、適切な管理が行われなかった場合、これまでに収集・保存してきた貴重な林木遺伝資源が亡失し、国家的損失となるおそれがある。</p> <p>(2) 都道府県に移管した場合、</p> <ul style="list-style-type: none">① 林木育種に知見を有する技術者、作業及び保存に必要な施設・機材が不十分で、育種素材もストックされていないなど、実行体制が整っておらず、継続的かつ適切な実施は期待できない。② 国際的には、国家資源として重要な絶滅危惧種等の収集・保存事業や海外機関との技術協力を推進する上では、わが国の政府を代表する立場にはなり得ず、また都道府県と関係する国(Ex. 姉妹都市等)に限定される協力等となり、国家利益から逸脱したり、協力案件毎に格差等が生じることが想定され、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の国家戦略に取り組むことは困難となる。
--	--

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	(独) 林木育種センター	府省	農林水産省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>(1) 本事務・事業は、極めて公益性が高く、確実かつ継続的に実施される必要があり、また当該事務・事業を行っている機関は他にないことから、引き続き単独の独立行政法人の組織形態で実施する。</p> <p>(2) また、林木育種事業は、林木の生育が気候帯(気温、降水量)に大きく左右されることから地域密着型の事業実施が必要という特性を有しており、現在の全国5ブロック、1本所4育種場の体制で実施することが必要不可欠である。</p> <p>(3) 本事務・事業は、中立性・公平性に対する信頼・信用が不可欠なこと等から、職員の身分については現在の形態を維持する必要がある。</p>		
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>【上記措置を講ずる必要性】</p> <p>(1) については、</p> <p>① 林木のジーンバンク事業をはじめとする林木育種センターの事務・事業は、「生物多様性国家戦略」において求められている「種・生態系の保全」、「絶滅の防止と回復」等の目標の達成に不可欠であり、国家戦略の一翼を担っていること</p> <p>② 新品種の開発等は、国家の基盤たる森林の整備に必要不可欠なものであり、公益性の高い事務・事業であることから、国の長期的な目標に沿って確実かつ継続的に実施される必要があること</p> <p>③ 本事務・事業を民間や地方公共団体へ移管した場合は、前記のとおりの問題が生じること</p> <p>④ 本事務・事業は、林木の生育と同様に超長期間にわたるデータの蓄積・検証を行うことによって成果が得られるものであり、同様の事業期間、事務・事業を実施している機関は他にないこと等から、引き続き単独の独立行政法人の組織形態で実施する必要がある。</p> <p>(2) については、</p> <p>① 気候条件、行政区域等を考慮し、平成3年からは1本所8育種(事業)場の体制で林木育種事業を推進してきたが、独立行政法人化、行政改革という流れの中で、地方組織の合理化を図り、現在1本所4育種場の体制で効率的・効果的な事務・事業を行っていること</p> <p>② 仮に、本来の生育環境外で開発された新品種による植栽が行われれば、林木の健全な生育は期待できないおそれがあり、国土保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等多面にわたる森</p>		

林の機能の持続的な発揮に支障を及ぼすこと(林業種苗法においても、造林の適正かつ円滑な推進を図るため、気候その他自然条件からみて種苗の配布区域が定められている)

等から、引き続き、1本所4育種場の体制で対応する必要がある。

(3)については、

- ① 林木の新品種の開発及び林木のジーンバンク事業は、林木育種センターが我が国で唯一の実施機関となっているため、その事業実施に当たっては、公平性・中立性が要求されること
- ② 林木の遺伝資源は、農作物と異なり、樹木を自然の状態で保存し、長期間にわたりその特性を見極める必要があることから、当該樹木を保護するため、遺伝資源の収集地に関する情報について、守秘義務の徹底を図る必要があること
- ③ 海外の遺伝資源収集に関しては、国外への持ち出しが極めて制限されている樹種もあることから、輸出許可を円滑に得るためには、公務員として相手国からの信頼を得る必要があること

等から、職員の身分については現在の形態を維持する必要がある。

【国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生じる問題】

非公務員が担う場合、

- ① 原種の供給に当たり公平性・中立性が担保されなくなり、特定の地域、機関等への利益の偏重により、国の方針に沿った適正な森林整備に支障が生じること
- ② 選抜木の所在地に関する情報が漏洩し、個人情報流出やそれに伴う財産の亡失のおそれがある。また、遺伝資源の収集地や保存地の不適切な情報流出により、希少な遺伝資源が喪失したり生息地の環境が破壊されるおそれがあること
- ③ 海外(特に東南アジア)における貴重な遺伝資源等については窃盗、不正輸出等が後を絶たないことから、我が国への林木遺伝資源への受け入れに当たっても関係者の身分が重要視されている。このため、職員の身分が非公務員化されれば、相手国の信頼を喪失し、林木ジーンバンク事業や海外林木育種技術協力等の遂行に支障を来す

などの問題が発生することが見込まれる。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	(独)水産大学校			府省	農林水産省		
沿革	昭和16年 朝鮮総督府釜山高等水産学校設立(※終戦にともない解散) 昭和21年 水産講習所(現東京海洋大学海洋科学部)下関分所として開設 昭和38年 水産大学校と改称 平成6年 水産学研究科(大学院修士課程相当)を開設 平成9年 学科改組により学科名及び講座名を改称 平成13年 独立行政法人水産大学校となる						
役員数(監事を除く。)及び職員数(平成17年1月1日現在)	役員数			職員数(実員)			
	法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)				
	2人	1人	1人	191人			
国からの財政支出額の推移(13~18年度) (単位:百万円)	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(要求)
	一般会計	2,764	2,638	2,809	2,514	5,189	5,018
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	2,764	2,638	2,809	2,514	5,189	5,018
	うち運営費交付金	2,386	2,438	2,245	2,190	2,117	2,289
	うち施設整備費等補助金	373	186	559	314	372	670
	うちその他の補助金等	5	14	5	10	2,701	2,059
支出予算額の推移(13~18年度) (単位:百万円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(要求)	
	3,207	3,091	3,393	3,141	5,835	5,507	
中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成16年度実績)	本法人は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより水産業を担う人材の育成を図ることを目的とし、この目的を果たすため以下の中期目標を設定しており、これまでのところ目標を上回る達成状況となっている。 〈業務運営の効率化に関する事項〉 ○ 各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業費について、対前年比1%抑制(毎年度平均) 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 (単位:百万円) 900(▲2.0%) 893(▲0.8%) 875(▲2.0%) 867(▲0.9%) 〈国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項〉 ○ 入学試験倍率 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度						

	5.2倍	5.1倍	5.5倍	5.4倍
○ 定員充足率（全体）				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
97%	99%	102%	103%	
○ 学生の出身県（広く全国から集まった学生に対する教育の実施）				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
47都道府県	47都道府県	46都道府県	46都道府県	
○ 船舶職員養成施設に係る海技関係免許（三級海技士免許等）の取得率85%以上				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
93%	89%	94%	96%	
○ 水産業従事者等への研修、公開講座・講演会等の実施				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
21件	41件	57件	51件	
○ 国内外の学会等で論文等を毎年70件以上公表				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
79件	110件	99件	100件	
○ 国、地方公共団体、水産団体、民間企業等からの調査、研究、研修等を20件以上受託				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
31件	38件	36件	37件	
○ 水産業及びその関連分野への就職率を70%以上確保				
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
65%	63%	66%	64%	
(78)	(73)	(73)	(一)	
（注：平成15年度評価での政・独・委意見を踏まえ、就職先分野を精査した結果の数値である。（ ）内は、精査以前の数値である。）				

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	(独) 水産大学校	府省	農林水産省
事務及び事業名			
事務及び事業の概要	○ 水産に関する学理及び技術の教授及び研究		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>○ 我が国水産業をとりまくその時々¹の社会情勢の変化等に対応して、水産業が求める人材を育成し続けていくことが必要であり、本校には、水産業の実情に即し、政策から最新の生産技術まで広範な知識、問題解決能力等を身につけた人材を水産行政、水産業界等に輩出し、我が国水産業の発展に寄与することが求められていることから、水産物を含め国民に対する食料施策を担う農林水産省の所管とし、引き続き、その施策の一翼を担うものとして、以下のような見直しを行いつつ、適正かつ確実に事務・事業を実施する。</p> <p>① 政策から生産現場までの総合的な高等教育を強化するため、17年度本科入学生より導入した生産・加工流通といった現場課題対応型の実学重視カリキュラム（例：水産経営分析論、洋上鮮度管理実習、増養殖先端技術実習等）を、水産政策、流通、経営等を中心にさらに充実させる。また、水産行政や水産業界関係者による特別講義、インターンシップ等の現場対応教育を強化する。あわせて、海洋調査観測機器等に関するより高度な知識・技術をもった人材が求められていること等から、海洋機械工学科（2年次生）等で練習船による乗船実習を新設することとしている。</p> <p>② 水産学研究科（修士課程）においても、水産経営等の分野を新設し、実学に即しつつ指導的立場をめざした教育研究体制を充実させる。</p> <p>③ 専攻科については、社会経済情勢にかんがみた定員規模への見直しを図る一方、依然として水産及び船舶の運航に関する知識や技術を一体的に身に付けた人材が求められていることから、本科の推薦入学制度において、海技士資格取得をめざす者を対象とする仕組みを新たに設けることとした。 また、水産政策のニーズに対応し、海技士教育と一体となった漁業取締・資源管理教育の充実を図る。</p>		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	○ 平成13年に水産基本法が制定され、水産政策では、「水産物を国民に対して安定的に供給すること」、「(国民への供給の役割を担う)水産業（漁業、加工流通業等）の健全な発展を図る」ことを目的とし、「水産物自給率の向上」を政策目標に掲げ、諸施策を展開している。その背景には、水産資源の悪化・国産魚の減少と輸入の増大、漁業者の高齢化、漁業経営の悪化等の問題がある。		

- 水産大学校では、こうした国の方針や政策目標に沿って、
- ① 水産行政機関で業務が増大・高度化している漁業取締、資源の調査・管理等の業務を的確に担える人材
 - ② 水産業界には、漁業生産、加工流通・販売を担う経営体が別個に存在しているため、消費者ニーズへの的確な対応を難しくしている。このような状況を改善するため、生産から販売までの連携（垂直的な統合）により、安全・安心な水産物を供給し、高い収益を可能にし得る経営体の育成等、水産業の構造改革において主導的立場を担うべき人材
- 等、「水産に関する総合的な知識と技術を身に付け、実学に立脚した人材」（＝いわゆる「水産人」）の育成を目指している。

こうした人材を育成するため、社会科学から自然科学にわたる諸分野にかかわる学科構成の下、他学科の科目をくさび状に配置し、総合的な教育を実施している。また、陸上教育（座学）と練習船等の実習による実学教育を一体的に実施しており、水産に関する総合的・実学に立脚した教育体制を有する我が国で唯一の高等教育機関となっている。本事務・事業は、国、地方公共団体、他の独立行政法人では実施されていない。

- なお、水産大学校での実学教育は、以下の理由から不可欠である。
- ・ 水産業は海洋からの有用な生物資源を食料等として消費者に供給する産業であり、その生産現場は日常生活から隔絶した大自然であり、かつまた生産品は数百種にも達する多種多様な野生動植物であることから、これを担う人材を育成する水産教育では、海洋や漁業、加工流通等の現場を知らしめ、生産環境や水産物の商品特性の決定要因となる各種の知識・技術を基礎から応用にわたり体験的に学ばせる必要がある。
 - ・ この観点から、本校では、全ての学生に対する乗船実習（全12科目）による洋上教育や水産行政・業界関係者による特別講義、インターンシップ等を実施し、
 - ① 実地による専門分野への導入教育を通じた、「水産人」としての動機付けや自覚の促進
 - ② 陸上教育内容の確認・体験をとり入れた「らせん型」教育による総仕上げ、「水産人」としての意識の確立等を図ることとしている。

一方、文部科学省所管の大学（国立大学法人、私立大学等）において、水産学を中心とする高等教育が実施されてきたが、一昨年、東京水産大学が東京商船大学と統合し、東京海洋大学が設立された。また、鹿児島大学・長崎大学では15年度までに専攻科を廃止する等、近年、大学の「水産業」及び「実学」との関連は弱まり、海洋や生物に教育内容を移行するとともに、基礎学理及び研究者育成のための教育にシフトしつつある。

○ 本校が独立行政法人となった平成13年4月以降、水産基本法の制定（13年）と水産基本計画の閣議決定・水産物の自給率目標の設定（14年）、漁業生産額の減少、食の安全・安心への関心の高まり等、水産をめぐる情勢が大きく変化していることから、こうした周辺情勢に即して人材の育成を強化するため、カリキュラム等の教育内容の見直しを行う必要が生じている。

○ なお、専攻科については、水産関係の官公庁船（漁業取締船、調査研究船、練習船等）は、国、都道府県の行政機関、試験研究機関、水産系大学・高校等あわせて100隻以上存在し、官船を中心に本校出身者が大きな位置を占めている。これら就職先では、乗組員の高齢化の進展、水産に関する教育を受けた人材が益々必要とされていること等から、本校専攻科出身者への人材需要は根強いものと考えられる。また、水産物輸入の高位安定と輸出の増大、船舶による冷凍輸送技術の高度化等にもない、水産関連の企業においても、安定した人材需要が見込まれる。

このように、本校において、政策から生産現場までの課題に対して主導的に問題解決を図っていける人材の育成を強化し、もって、水産業・水産政策の分野での人材需要に応じていけるよう、本科及び研究科での講義や練習船実習の強化、専攻科の見直し等所要の事務・事業内容の見直しを行うものである。

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	(独) 水産大学校	府省	農林水産省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、確実かつ効果的・効率的に事務・事業が行なわれるよう、実務に精通した人材を育成する水産大学校が独法の形態で実施していくべきである。 ○ 職員の身分については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないよう配慮した上で、非公務員化に移行する。 		
組織形態について上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人という組織形態で引き続き本事務・事業を行うことにより、独立行政法人のメリットを活かした、人事、組織、事業内容等の面における、効率化やサービスの充実等のための弾力的・機動的な対応が可能となる。 ○ 健全な漁業経営の育成、資源管理の推進等のために水産政策上の必要性が高まっている、漁業取締船、資源調査船等の乗組員や資源管理、漁業経営等の分野での人材の養成において、民間の大学又は国立大学法人では、練習船等を確保・維持しつつ、水産行政部局との連携による水産諸施策や取締実務等の政策面の教育が確実に実施される保証は無いことから、我が国水産業にとって有用な人材が不足するおそれがある。 ○ 練習船による乗船実習及び生きた動植物の安定的な飼育の確保等を含め事務・事業の確実な実施について、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないよう、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行する。 <p>以上のことから、特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行し、農林水産省所管の独立行政法人として本事務・事業の適正かつ確実な実施のための措置を講ずるものである。</p>		